



平成 20 年 7 月 10 日
内 閣 府
政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)

「平成 21 年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用についての具体的進め方」の公表について

「平成 21 年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分の方針（平成 20 年 6 月 19 日 総合科学技術会議決定）」に基づき、「平成 21 年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用についての具体的進め方」を別紙のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

別添：平成 21 年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用についての具体的進め方（平成 20 年 7 月 10 日）

以 上

（問い合わせ先）

内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 資源配分担当

参事官 板倉

電話：03-3581-9127（直通）

企画官 森山

電話：03-3581-9255（直通）

科学技術政策に関する H P アドレスはこちら
<http://www8.cao.go.jp/cstp/s&tmain.html>

平成 21 年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用 についての具体的進め方

平成 20 年 7 月 10 日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

総合科学技術会議は、「平成 21 年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分の方針」（以下「資源配分方針」という。）を決定した。平成 21 年度の科学技術関係予算がこの方針を適切に反映したものとなるよう、各府省は、以下の具体的実施内容に従って取り組むものとする。

また、平成 21 年度予算において創設する「革新的技術推進費」の実施については、別途定める。

I. 具体的実施内容

1. 各府省及び研究開発法人等組織としての重点化状況の把握

科学技術関係施策の概算要求状況及び考え方について、府省を単位としたヒアリングにより、関係府省及び研究開発法人が組織として資源配分方針を踏まえた重点化を行っているかを確認する。その結果を踏まえて、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が改善すべき内容について軌道修正を求める。

○府省に対する主な確認事項

- ☒ 最重要政策課題（革新的技術、環境エネルギー技術、科学技術外交、科学技術による地域活性化、及び社会還元加速プロジェクト。以下「最重要政策課題」という。）及び戦略重点科学技術への重点化の状況について、以下の方法により確認する。
 - ・ 最重要政策課題毎に、それぞれの要求額、構成する主な施策を把握
 - ・ 各府省の科学技術関係予算に占める最重要政策課題及び戦略重点科学技術全体の構成比について、平成 20 年度予算額と平成 21 年度要求額を比較

○研究開発法人等に対する主な確認事項

- ☑ 各研究開発法人（研究開発力強化法（注）の別表に掲げる３２の研究開発法人。以下「研究開発法人」という。）の運営費交付金に占める最重要政策課題及び戦略重点科学技術全体の構成比について、平成２０年度予算額と平成２１年度要求額を比較。

なお、上記の比較が困難な場合は、重点化の状況が客観的に把握できる合理的な手法を用いて説明を行うことも可能とする。

- ☑ 中期目標・中期計画における最重要政策課題及び戦略重点科学技術の位置付けと、これらの政策課題に対する重点化についての今後の法人業務への反映方法。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人における科学技術施策の全体像について、文部科学省が取りまとめの上提出する、平成２１年度の運営費交付金の要求概要（特別教育研究経費などの重点的な取組等）により把握する。

なお、研究開発力強化法に挙げられている、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に向けた取組、若年研究者等の能力の活用を図る取組、人事交流の促進、外部資金の獲得努力など、研究開発法人の性格に応じた取組については、別途実施する「研究開発法人、国立大学法人等の科学技術関係活動に関する把握・所見」において確認し、所見を述べる。

（注）「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」

2. 個別施策についての取組

対象となる個別施策については、個別に必要な資料の提出を求めた上で、内容の精査、ヒアリングを実施し、(2)～(4)のとおり施策の特性に応じた対応を行う。なお、一体的に審査することが必要と判断される施策については、分野横断的な取扱いを行う。

(1) 対象となる個別施策

	個別施策	
	新規施策	継続施策
書類提出	・新規1億円以上 但し、最重要政策課題、戦略重点科学技術に係る施策は全て	・継続10億円以上 但し、最重要政策課題、戦略重点科学技術に係る施策は5億円以上 (注1) 継続拡充施策について、新規拡充分が5割(対前年度比)を超える施策については、拡充分を新規施策として資料を提出 (注2) 継続拡充施策：同一内容にて継続して実施する部分に加え、一部の実施内容を新規手法等により拡充した施策
ヒアリング	・書類提出された全ての施策	・書類精査等により、ヒアリング候補を選定
総合科学技術会議の対応	・ヒアリング実施の全ての施策について「優先度判定」を実施 但し、額に応じて優先度判定の対象外とすることもあり得る	・書類提出された全ての施策について「改善・見直し指摘」を実施

【注】

1. 科学技術政策担当大臣及び有識者議員が必要と判断した施策は、予算規模に関わらず優先度判定及び改善見直し指摘（以下「優先度判定等」という。）を行う。また、同一府省の類似する施策については、一体的取扱いを行う。
2. 独立行政法人等の運営費交付金による事業については、最重要政策課題、戦略重点科学技術に該当する施策について、優先度判定等の対象とする。平成21年度の実施が想定されるものの予算額や詳細な事業内容の提出が困難な場合は平成20年度の事業内容を基本とする。
3. 大規模研究開発として別途事前評価を実施するもの、並びに防衛関係及び情報収集衛星関係の要求施策については、従来同様、優先度判定等を行わない。
4. 対象となる個別施策について提出する資料には、施策の概要、施策の重要性、達成目標、全体計画（期間、後年度負担）、国際的位置付け、府省共通研究開発管理システムへの登録状況を必ず記載することとする。優先度判定等の対象とする個別施策については、府省共通研究開発管理システムの登録名称及びその単位と一致させるものとする。
5. 当該施策が最重要政策課題、戦略重点科学技術であるかどうかは科学技術政策担当大臣及び有識者議員が判断するものとする。

(2) 新規施策への優先度判定

①判定基準

以下の、施策の重要性、実施方法の最適性、資源投入規模の妥当性をもとに判定する。

○施策の重要性

- ・ 国際的ベンチマークを踏まえ、新規性・独創性などの点で優れているか
- ・ 国として実施する必要があるか など

○実施方法の最適性

- ・ 実施体制が適切か
- ・ 研究開発終了後の実用化プロセスが明確か など

○資源投入規模の妥当性

- ・ 予算規模は適切か など

②「優先度判定」の結果

次のとおり、S, A, B, Cの4段階にて判定する。

S：特に重要で、内容的にも極めて優れたものであり、イノベーション創出・社会への展開の観点から特段のスピード感をもって展開するなど、特に重点的に資源を配分することで、積極的に実施すべきもの。

A：重要で、内容的にも優れた施策であり、重点的に資源を配分することで、着実に実施すべきもの。

B：必要な施策であり、限られた資源を有効に活用して、効果的・効率的に実施すべきもの。

C：必要な施策ではあるが、目標設定、ロードマップ、実施方法等の一部が不適切なもの、或いは、資源投入の優先度が低く、実施すべきではないもの。

(3) 継続施策への改善・見直し指摘

①具体的手法

各府省の施策について、提出された資料に対する審査、必要に応じて実施する事務ベースの補完的調査により、各府省の施策内容を詳細に把握する。

昨年度の優先度判定等でC評価・減速評価を受けた施策など予め指定する施策の他、最重要政策課題又は戦略重点科学技術に該当しない施策で要求額が大幅増になっているものなど、詳細な把握の結果、減速又は見直すべき施策に相当すると想定される候補について、原則として、ヒアリングを実施する。

②改善・見直し指摘の結果

以下の事項に該当する施策については、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が、加速すべき施策、着実・効率的に実施すべき施策、減速又は見直すべき施策を峻別し、改善・見直し指摘を行う。

- ・ 研究開発の動向、社会ニーズの変化、国際情勢の動向、他の関連施策との関係等を勘案して、加速して実施する必要がある、または、計画の見直しや縮減を行う必要があると判断した場合
- ・ 当該施策の進捗状況に課題があり、重要ではあるがこのまま推進することで期待される成果が得られず効果が薄いと見込まれる場合

③基盤的施策や国家基幹技術の取扱い

予算規模が大きく重要性の高い基盤的施策（科研費、私学助成、大学施設整備）や国家基幹技術に該当する施策については、その重要性及び予算規模の大きさを踏まえ、昨年度の見解に対する改善結果など、内容をより詳細にチェックし、改善事項・留意事項等について指摘を行う。

また、科学技術振興調整費については、総合科学技術会議において決定した概算要求方針に沿った要求が行われているかを精査し、必要に応じて指摘を行う。

(4) 社会還元加速プロジェクト

「社会還元加速プロジェクト」については、プロジェクトリーダーである有識者議員の強力なリーダーシップの下に、各タスクフォースにおいて継続施策の改善・見直しや新規施策の必要性等、内容を常に精査し推進していくものとする。従って、社会還元加速プロジェクトに関する「優先度判定」等を行わない。

II. その他留意事項

1. 横断的な制度改革への対応

各府省は、以下の取組を実施する。各府省の対応状況については、組織として改善すべき点の指摘や優先度判定等に反映する。

○助成機関同士の連携による切れ目のない研究資金供給のための仕組みなど優れた研究への継続的支援。

○競争的資金に関するルールの一統化の推進。年度を越えた研究費使用の円滑化、研究費の効率的な使用のための運用改善。

- 科学技術の振興や成果の社会への還元上、障害となる制度的阻害要因の解決のための取組の推進。
- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿った研究開発評価システムの改革の推進。
- 平成 20 年 1 月に運用を開始した府省共通研究開発管理システムを活用し、研究費配分の不合理な重複や過度の集中の排除を徹底することによる効率的な研究費の配分。

2. 科学技術関係施策の範囲

各府省は、第 3 期科学技術基本計画に掲げた社会実現に向けた研究開発の推進等の直接的な科学技術施策だけでなく、実地収集データを用いた科学技術の新たな展開・事業化の取組、及び、地球規模問題等の解決に向けた新技術の実社会での実証試験、既存技術の実社会での普及促進のための助成事業等の取組については、科学技術関係施策として、積極的に位置づける。これらの予算は、基本的に「優先度判定」や「改善・見直し指摘」の対象とはしない。

3. 予算編成への反映

各府省は、I. に示した取組を予算編成過程において適切に反映させ、実行する。総合科学技術会議は、財政当局と連携の上、資源配分方針が年末の予算編成に明確に反映されるように努める。

なお、実施方法の見直し等を指摘した施策について、所管府省が適切な見直し（改要求を含む）を行った場合には、必要に応じて、修正事項を確認する。